

至誠館大学現代社会学部中学校および高等学校教諭一種免許状（保健体育）取得に関する内規

（趣旨）

第1条 この内規は、至誠館大学学則第37条の2の規定に基づき、スポーツ健康福祉専攻において中学校および高等学校教諭一種免許状（保健体育）を取得するために必要な事項を定める。

（定員等）

第2条 スポーツ健康福祉専攻に所属し、指定科目を履修することができる者とする。

2 前項の定員は、一学年50人とする。

（選考）

第3条 中学校および高等学校教諭一種免許状（保健体育）の取得を希望する者は、1年次後期に専攻希望届にその旨を明記して提出するものとする。

2 中学校および高等学校教諭一種免許状（保健体育）の取得を希望する者の選考は、1年次の成績・GPA、出席率、授業態度、単位修得状況や健康状態等を総合的に評価して行う。

（履修科目及び単位数）

第4条 中学校および高等学校教諭一種免許状（保健体育）を取得しようとする者は、スポーツ健康福祉専攻に所属し、現代社会学部の卒業要件を充足の上、別に定める科目の単位を修得しなければならない。

（単位の認定）

第5条 単位認定の手続き等は、学則の定めるところによる。

（教育実習の受講資格）

第6条 教育実習を履修できる者は、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

（1）教育実習前までに、次の科目の単位を含め93単位以上を修得していること。

- ・教職概論
- ・教育原理
- ・保健体育科教育法Ⅰ
- ・保健体育科教育法Ⅱ
- ・保健体育科教育法Ⅲ
- ・保健体育科教育法Ⅳ

（2）教職ガイダンスを受講し、中学校および高等学校教諭一種免許状（保健体育）取得希望届を提出していること。

2 教育実習を履修しようとする者は、実習までに健康診断を受診しなければならない。

（教職課程運営委員会）

第7条 教育実習を円滑に実施するために必要な事項は、教職課程運営委員会で協議する。

（教育実習の実施）

第8条 教育実習は、原則、実習生の母校（卒業した中学校または高等学校）において行うものとする。

2 教育実習の実施に関する手続等は、教職課程運営委員会が別に定める。

(雑則)

第9条 この内規に定めるもののほか、この内規の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、令和6年4月1日から施行する。

制 定 令和6年 4月 1日 (制定)